

(情) 第49号

原議保存期間30年：令和18年10月31日まで

平成18年11月1日

本部各部課長
各警察署長 殿

三重県警察本部長

三重県警察情報化リーダー等運用要領の制定について（例規通達）

改正 令3総発第55号

三重県警察における情報化の推進及び情報セキュリティ対策の強化を図るため、情報化リーダー及び情報化サブリーダーを設置し、別添のとおり「三重県警察情報化リーダー等運用要領」を定めたので、効果的な運用に努められたい。

別添

三重県警察情報化リーダー等運用要領

1 目的

この要領は、三重県警察における情報化の推進及び情報セキュリティ対策の強化に資するため、情報化リーダー及び情報化サブリーダー（以下「情報化リーダー等」という。）の設置及び運用について必要な事項を定めるものとする。

2 情報化リーダー等の設置

(1) 情報化リーダー

ア 所属（警察本部の課、隊及び所並びに警察学校並びに警察署をいう。以下同じ。）における情報化の推進及び情報セキュリティ対策の強化を図るため、原則として所属ごとに情報化リーダー2人を置く。

イ 所属長は、毎年4月に所属職員の中から(3)の指名基準により情報化リーダーを指名するものとする。

ウ 所属長は、人事異動等により情報化リーダーを指名し、又は変更したときは、速やかに情報化リーダー指名（変更）報告書（様式第1）により、警務部長に報告するものとする。

(2) 情報化サブリーダー

ア 警察署の課等における情報化の推進及び情報セキュリティ対策の強化を図るため、警察署の課（課のない部門については係を課とみなす。以下同じ。）に情報化サブリーダー1人を置く。

イ 警察署長は、毎年4月に署員の中から(3)の指名基準により情報化サブリーダーを指名するものとする。

なお、情報化リーダーが属する課の情報化サブリーダーについては、情報化リーダーにこれを兼ねさせることができる。

ウ 警察署長は、人事異動等により情報化サブリーダーを指名し、又は変更したときは、速やかに情報化サブリーダー指名（変更）報告書（様式第2）により、警務部長に報告するものとする。

(3) 指名基準

警部補以下の警察官又はこれに相当する一般職員であつて、次のいずれかに該当する者

ア 情報処理能力検定取得者。ただし、情報化リーダーについては、中級以上の情報処理能力検定を取得していること。

イ アと同等の能力を有すると認められる者

(4) 情報化リーダー等の任務

情報化リーダー等は、警務部情報管理課の情報化リーダーと連携を図り、警察本部においては別表第1、警察署においては別表第2にそれぞれ掲げる事項を推進するものとする。

3 情報化推進体制

(1) 警務部情報管理課

警務部情報管理課長は、次に掲げる事項を推進するものとする。

- ア 情報化の推進に必要な情報の提供に関すること。
- イ 情報化リーダー等研修などの教養計画の立案及び実施に関すること。
- ウ 情報化の推進に伴う個人情報の適正な取扱い等情報セキュリティ対策の徹底に関すること。

(2) 推進責任者

ア 警察本部の課、隊及び所並びに警察学校に各1人、警察署については各課に1人の情報化推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、警部又はこれに相当する一般職員をもって充てる。

イ 推進責任者は、所属における情報化の推進に関する事務を総括する。

ウ 推進責任者は、所属職員の情報処理能力の向上に努めるとともに、情報化リーダー等の指導を行い、個人情報の適正な取扱い等情報セキュリティ対策の徹底を図るものとする。

別表第1

警察本部

情報化リーダーの任務
<ul style="list-style-type: none">○ 情報セキュリティに関する指導、教養等○ 端末機器等のコンピュータウイルスの駆除及び感染防止対策○ 端末機器等の操作に関する指導、教養及び障害復旧に関する技術的支援等○ 情報共有フォルダ（NET55）に係る利用者の設定○ 電子掲示板（NET55）への情報化の推進に資する記事の投稿○ その他、所属長が必要と認める情報化の推進に関する事項

別表第2

警察署

情報化リーダーの任務
<ul style="list-style-type: none">○ 情報化サブリーダーの任務遂行に必要な指導、教養その他情報化サブリーダーの任務に係る統括的業務○ 情報共有フォルダ（NET55）に係る利用者の設定○ 電子掲示板（NET55）への情報化の推進に資する記事の投稿○ その他、所属長が必要と認める情報化の推進に関する事項

情報化サブリーダーの任務
<ul style="list-style-type: none">○ 情報セキュリティに関する指導、教養等○ 端末機器等のコンピュータウイルスの駆除及び感染防止対策○ 端末機器等の操作に関する指導、教養及び障害復旧に関する技術的支援等○ その他、所属長が必要と認める情報化の推進に関する事項

年 月 日

警 務 部 長 殿

長

情報化リーダー指名（変更）報告書

係 名	階 級	氏 名 (ユーザID)	年齢	性別	情報処理能力 検定の級位	電話番号	備考

※ 指名されているすべての情報化リーダーを記載し、備考欄に新規又は継続の区分を付すこと。

年 月 日

警 務 部 長 殿

長

情報化サブリーダー指名（変更）報告書

係 名	階 級	氏 名 (ユーザーID)	年齢	性別	情報処理能力 検定の級位	電話番号	備考

※ 指名されているすべての情報化サブリーダーを記載し、備考欄に新規又は継続の区分を付すこと。